

令和6年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

令和6年3月14日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第22号 令和6年度勝浦市一般会計予算

議案第23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第24号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第26号 令和6年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 勝浦市教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について
(産業厚生常任委員長)

議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市漁港管理条例及び漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 勝浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について

議案第27号 市道路線の認定及び廃止について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第28号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算

議案第29号 副市長の選任につき同意を求めることについて

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第5 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

第6 報告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

令和6年3月14日（木） 午前10時開議

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第22号 令和6年度勝浦市一般会計予算、議案第23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第26号 令和6年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾重雄予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 寺尾重雄君登壇〕

○予算審査特別委員長（寺尾重雄君） 議長の御指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当初予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月8日、11日及び12日の3日間、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係各課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第22号 令和6年度勝浦市一般会計予算、議案第23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第26号 令和6年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、全員賛成でお手元に配付の委員会審査報告書については、それぞれの原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、審査の経過において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、公共施設等整備基金の繰入金の活用の在り方をただしたところ、令和8年度までの建築系施設の整備保全費用として20億円を超える額が見込まれ、先々相当の額の積立ての必要性を持っている。基金積立金の原資としている、ふるさと応援金のこの先の不透明さもあり、財政的、財源的バランスにも十分配慮をしながら長期的な視点を持ち、必要となる額の見積りの精度を高め、今後の状況に応じ積み増しを検討するとの答弁がありました。

また、歳出予算において、デマンドタクシーの運行拡大についてただしたところ、10月に3

台体制として、川津などの共通乗降場所の追加について、現在新設場所を検討している。また、御宿町に数か所設置する等のことを関係機関と広域的な連携を協議しているとの答弁がありました。

地域モビリティ推進事業における自家用有償旅客制度の導入についてただしたところ、総野地区の住民の方が地元住民の方を、タクシーとは違い、ボランティア的に市街地の主要な病院などに自分の用事のついでに乗せることを基本とし、今まで行われていたものをサービスとして市が可視化をさせることで、住民にとって使いやすい、移動がしやすいようにしたい。また、この制度の普及により、相対的な公共交通にかかる行政コストは下げられるのではないかと考えられ、継続性、持続可能な公共交通を目指すとの答弁がありました。

自殺防止対策推進事業についてただしたところ、ゲートキーパー養成講座について、広く市民の方に参加していただくことを計画し、メンタルヘルスの研修については、中学生と保護者への研修会開催を計画し、積極的に子どもたちを含む自殺予防対策を図りたいとの答弁がありました。

道路里親制度補助金についてただしたところ、地域の方に市道の里親になっていただき、道路の美化及び保全活動、草刈り、側溝清掃、植栽などをしていただくものであり、以前より行っている道普請の活動延長に対し補助金を想定し、地域の方の実情に合った活動をお願いするとの答弁がありました。

中学生海外派遣事業補助金の在り方についてただしたところ、金額負担ができればいいが限られた財源の中で、10名と少人数であるが、勝浦市の次世代を担う国際感覚豊かな人材の育成に資することの目的を達成するため、選枝や選考試験などを行い全額負担との考え方もあるが、勝浦市の今の考え方としては、英語ができる子どもだけに絞られてしまう可能性があり、中学生の時期に、海外に行って異文化に触れ、何かのきっかけになるとのことが大事だと思われ、このような事業を実施しているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、財政調整基金繰入金の見通しについてただしたところ、毎年6,000万円を超える額を取り崩し、繰り入れていくことに非常に危機感を感じているため、適正な会計財政運営ができるような医療費の適正化、国保税収納率の向上、保険事業の強化など、努力指標の獲得に積極的に取り組み、保険者の負担が少しでも減っていくような施策を取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計について、介護給付費準備基金積立金の取扱いについてただしたところ、今後、一般財源から財政補填をする必要となる事態が生ずることのないよう、保険料額の改定と基金の取崩しには、現在及び将来の両方を見据え、十分な検討を行い持続可能な介護保険特別会計となるように努めている。将来の負担を現在の被保険者に求めるのではなく、現在見込まれている保険給付費を健康寿命の延長を図ること等で減少させ、結果として、準備基金に積み立てることができるようにフレイル予防事業や認知症予防事業等を実施してまいりたいとの答弁がありました。

総括審査の中においては、財政健全化と経常収支比率についてただしたところ、予算編成において歳入的に足りない状況を4つの基金の繰入れなどで埋めている状況であり、事業の成果を見極め、歳入の確保に全力を挙げるとともに、歳入水準に見合った事業を選定を図っていく必要がある。

また、経常収支比率については、今後さらに上がっていくことが見込まれ、経常経費の削減に引き続き努め、内部管理経費は、無駄を省く縮減に向け効率化を図り、政策的な経費の中のソフト事業は、事業成果、効果を見極め重点化を図ることを着実に確実に努めてまいりたいとの答弁がありました。

防災予算の今後の方向性について市長にただしたところ、市民には、まず逃げて命をつなぐこと、自らの命を自ら守ることが第一で、持ち出しのリュックの中にライフジャケット等を入れる意識を持ってもらうこと、寝るところと居間のどちらかを耐震化することが大変重要になってくるため、配慮した補助をしていかねばと考える。避難路の整備についても、まだまだ足りないという現実を把握しており、この3点について、これから整備をしていきたいとの答弁がありました。

予算編成における事業見直しについてただしたところ、限られた歳入の中、土木費でシーリングをかけて予算編成をしている。今後についても不断の見直しが必要であると考え、新たな歳入の研究も続けていかねばならない。国、県からの補助金活用の可能性は積極的に思っているが、一過性のものであり、ふるさと納税も同じで、歳入が限られたところで、外的環境が目まぐるしく変わる中で、現状に合わせ、新しいものを取り入れ、これまでのものを見直しながら市民ファーストで予算編成をして事業を推進したいとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。戸部議員。

〔1番 戸部 薫君登壇〕

○1番（戸部 薫君） おはようございます。日本共産党の戸部薫です。私は、議案23号、議案24号、議案25号について、反対の理由と意見を述べて反対討論を行います。

まず最初に、議案23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計予算についてです。本予算は、一般会計や財政調整基金から2億5,553万余の繰入れを行い、先日の私の一般質問に対する答弁では、来年度の国保税の増額はありませんという旨の答弁がありました。このことは、国保税の値上げを見送ったということであり、評価できる内容というふうに私は考えました。

しかし、一方で、子どもの均等割税は今年度と同じ税率となっているということでもあります。つまり、収入のない生まれたばかりの赤ちゃんからも生まれた翌年度から均等割税を徴収する、そういう予算になっています。これでは私は賛成できません。その理由は、来年度予算を編成する昨年10月に決定した勝浦市予算編成方針によれば、「豊かな自然に抱かれて心豊かに過ごせるまち かつうら」の実現に向けて、第1の視点として「子どもの未来を拓く」では、子どもの誕生から社会的自立まで切れ目のない子育て支援を目指し云々との方針を確認しています。そうであるならば、少なくとも生まれたばかりの赤ちゃんから高校卒業するまでの間は、無収入の子どもたちからの均等割税の徴収はなくすべきである、私はそのように考えます。子ども

の均等割税をなくしてこそ、子どもの誕生から社会的自立までの切れ目のない子育て支援になるのではないのでしょうか。ちなみに、全国市長会は国に対して、子どもに関わる均等割税保険料（税）を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充することと昨年の要望書で国に要望をしています。全国知事会も同様の提言、要望書を国へ提出しています。したがって、国に対する取組を強めていただくとともに、勝浦市独自の子どもの均等割税をなくす予算化が求められている、そういうことを私は述べまして反対討論といたします。

次に、議案24号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について、反対理由と意見を述べます。後期高齢者医療保険は2008年度にスタートし、保険料は2年ごとに改定され、先日の私の一般質問に対しての答弁では、来年度からの9期保険料は4,000円を超える値上げになるとの答弁でした。御存じのように、後期高齢者医療の対象者は75歳の誕生日からの加入者であり、そのほとんどの加入者は年金を頼りに生活しています。しかし、保険料は2年ごとの改定のたびに引き上げられてきました。そして、窓口での医療費負担は、所得制限はあるものの、2年前の10月から2割負担となりました。これでは、医療機関にかかりたくても受診控えが起こってしまうのではないのでしょうか。現に、厚生労働省が制度改定後に行った追跡調査によれば、一昨年10月に窓口負担を2割に引き上げられた人の受診日数は減っています。受診控えが増えれば病気等は悪化し、より高額な医療費が必要になるのではないのでしょうか。こうしたことを県連合議会でも議論をし、国に対して住民の立場に立った後期高齢者医療制度になるよう、その役目を果たすべきです。そのための市としての御努力をあらゆる機会に果たしていただきたいことを要望して、大幅な保険料の値上げ内容の議案24号には反対をいたします。

次に、議案25号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計予算についてであります。介護保険は2000年度にスタートし、3年ごとに改定を行ってきました。保険料は、毎回の改定のたびに値上げされ、現在ではスタート時の2倍を超える保険料になっています。また、この間、要支援1と2の被保険者が介護保険の対象から外され、市区町村の事業に移されました。さらに、特別養護老人ホームの入所者については、要介護1と2の方を外して要介護3、4、5の方だけに限定をしました。40歳から保険料を払い続けても、いざというとき本来の介護サービスを受けられない方々が存在する事態になっていると言っても過言ではないと思います。

こうした状況下での今回の改定では、所得段階対象者が、これまでの9段階から13段階に改定され、私の質疑では、13段階全ての被保険者の介護保険料が増額するとの答弁でした。さらに、介護保険の財源は、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、そして被保険者が50%となっており、被保険者の負担が最も重くなっています。そして、保険料の徴収は、受け取る年金が年額18万円、月1万5,000円以上の人から、原則、年金から天引きすることになっています。物価高騰が長引き、実質賃金は目減りし続けています。年金も同じ影響を受け、実質目減りの状態が続いています。こうした状況下での介護保険料の値上げでは、生活が成り立たない方も出てくるのではないのでしょうか。国の施策だからしょうがないと言って黙って見過ごすことはできません。私は、本来あるべき介護保険を求め、議案25号に反対いたします。

以上申し上げ、慎重な審議を改めてお願いをいたしまして私の討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。長田悟議員。

〔４番 長田 悟君登壇〕

○４番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。私は、議案第23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計及び議案第25号 勝浦市介護保険特別会計予算案について賛成の立場で討論を行います。

この議案第23号 勝浦市国民健康保険特別会計予算案は、県との連携で医療費の適正化、保健事業強化などの取組を内容とした編成、また議案第25号 介護保険特別会計予算については、第9期介護保険事業計画を策定し、推計された令和6年度給付費を基に編成をされております。

この両特別会計予算案は、保険料額の抑制策として、健康寿命の延伸、フレイル予防などにも力を入れる予算であり、市民に寄り添った予算案であると考えます。この予算案が速やかに執行され、年度当初から行政サービスが展開されることは、市民に大きな利益であり、この予算執行を妨げる要素はないと判断します。

以上を述べまして、議案第23号及び議案第25号についての賛成討論といたします。

○議長（佐藤啓史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和6年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤啓史君） 起立全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第23号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第24号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第25号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第26号 令和6年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査過程と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月6日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 特

別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件につきまして、議案第12号は、賛成多数で、その他4件は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第12号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第14号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第15号 勝浦市教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市漁港管理条例及び漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 勝浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について、議案第27号 市道路線の認定及び廃止について、以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月7日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第11号 勝浦市

監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市漁港管理条例及び漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 勝浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について、議案第27号 市道路線の認定及び廃止について、以上8件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 勝浦市監査委員条例及び勝浦市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案は、両委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第17号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第18号 勝浦市漁港管理条例及び漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第19号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第20号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第21号 勝浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第27号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元へ配付してありますので、御了承願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第28号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第28号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

令和5年9月以降、生活保護申請者が増えたこと及び医療扶助費が前年度平均に比べ増額が見込まれることから、所要の経費を補正するものであります。歳入歳出予算においては、既定予算に709万円を追加し、予算総額を203億8,444万9,000円にしようとするものであります。

以上で、議案第28号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第28号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第29号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第29号 副市長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年4月1日より、勝浦市副市長に加藤正倫氏を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

加藤氏の経歴を申し上げますと、平成27年3月に北九州市立大学大学院社会システム研究科博士前期課程修了後、国家公務員採用総合職試験を経て、同年4月に会計検査院に入庁され、第3局環境検査課事務官、事務総長官房総務課調査官補、第2局厚生労働検査第4課調査官補、第5局経済産業検査第2課調査官を歴任されております。

また、平成31年4月から令和3年3月までの間は、国土交通省に勤務され、同省不動産・建設経済局総務課法制係長などを務められており、令和4年4月から、勝浦市政策統括監として、本市における各種政策や行財政運営の判断及びその実行を含め、日々奮闘していただいているところであります。

加藤氏は、議員の皆様方も御承知のとおり、円満な人柄にして、国家公務員として培った豊富な行政経験と実績、また市政策統括監として、本市の持つ課題の掌握とその解決に向けた識見を併せ持っており、本市の地方創生の実現を確実なものとするために必要となる政策立案、外部団体との綿密な連携及び現場での指揮命令など、その行政手腕は、副市長として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げまして、議案第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号については、正規の手続を省略

の上、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第29号 副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、議案第29号は、同意することに決しました。

諮 問 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 採 決

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年6月30日で人権擁護委員、中村仁氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再任として、中村仁氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

中村氏の経歴を申し上げますと、昭和51年3月に立正大学を卒業後、同年4月から勝浦市立勝浦中学校教諭として奉職以来、平成26年3月に退職するまでの間、大原町立浪花小学校教頭、夷隅町立国吉中学校教頭、いすみ市立大原中学校教頭、大多喜町立西中学校校長等を歴任されました。

退職後は、平成27年4月から、日本武道館研修センター武道学園講師として後進の指導に当たられており、また、平成30年7月からは、本件、人権擁護委員として活動されております。

今後も御活躍が期待され、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。末吉定夫議員。

[15番 末吉定夫君登壇]

○15番（末吉定夫君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となっております発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上2件について一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となる地方自治法の一部改正が令和6年4月に施行されることに伴い、文書等により提出が求められているものや文書等によることを求められている手続について、委員会条例及び会議規則に規定することにより、オンライン化を可能とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

また、この改正に合わせ、全国市議会議長会において、現在の社会情勢等に照らし、改正等々された事項等について、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正案が示されましたので、これに準じ所要の改正を行うと同時に、会議規則においては、協議等の場を新たに規定するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第2号及び発議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号及び発議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第2号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、発議案第3号 勝浦市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤啓史君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（佐藤啓史君） 日程第5、勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

まず、勝浦市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、従前の例により、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、勝浦市選挙管理委員に、新官1002番地の110、守澤孝彦君、守谷86番地の1、渡邊恵一君、赤羽根70番地、浅野香太郎君、白木347番地、竹下和典君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました守澤孝彦君、渡邊恵一君、浅野香太郎君、竹下和典君を勝浦市選挙管理委員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました守澤孝彦君、渡

邊惠一君、浅野香太郎君、竹下和典君が勝浦市選挙管理委員に当選されました。

○議長（佐藤啓史君） 次に、勝浦市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、勝浦市選挙管理委員補充員に、市野川171番地、高旨幸雄君、新官991番地16、目羅洋美君、小羽戸1番地、関博之君、興津29番地の1、酒井清彦君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高旨幸雄君、目羅洋美君、関博之君、酒井清彦君を勝浦市選挙管理委員補充員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高旨幸雄君、目羅洋美君、関博之君、酒井清彦君が勝浦市選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました勝浦市選挙管理委員補充員の補充員は、高旨幸雄君、目羅洋美君、関博之君、酒井清彦君の順にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、補充員は、高旨幸雄君、目羅洋美君、関博之君、酒井清彦君の順と決しました。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第6、報告であります。

報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第1号について申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る2月15日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いた

だきたいと存じます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時06分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第11号～議案第29号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第2号～発議案第3号の総括審議
1. 勝浦市選挙管理委員及び補充員の選挙
1. 報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員